

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和7年9月）	改正後（令和8年4月）	備考欄
<p><<P.13>></p> <p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>10. 工事事故報告</p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、原則として下記URLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。</p> <p>ホームページアドレス：https://sas.hrr.mlit.go.jp/（建設工事事故データベースシステム）</p>	<p><<P.13>></p> <p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>10. 工事事故報告</p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、原則として下記URLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示する期日までにホームページ上または書面で発注者に提出しなければならない。提出方法については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>ホームページアドレス：https://sas.hrr.mlit.go.jp/（建設工事事故データベースシステム）</p>	<p>追記</p>

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和7年9月）	改正後（令和8年4月）	備考欄
<p>(2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く）</p> <p>(3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書</p> <p>(4) その他証明できるもの</p> <p>なお、受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。</p>		

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和 7 年 9 月）	改正後（令和 8 年 4 月）	備考欄
<p><<P. 34>></p> <p>1-1-9 工事完成図書の納品</p> <p>1. 電子納品及び情報共有システムの活用</p> <p>(1)受注者は、大阪府情報共有システムの利用による電子媒体での書類提出および完成図書の電子納品を実施するものとする。</p> <p>電子納品及び情報共有システムの利用については、下記基準類に基づくものとする。</p> <p>①大阪府都市整備部電子納品要領(案) [工事編] (大阪府都市整備部)</p> <p>②大阪府情報共有システム利用マニュアル (大阪府都市整備部)</p> <p>なお、上記基準類は、大阪府都市整備部のホームページに掲載している。</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html</p> <p>(2)なお、橋梁上部工事を除き、当初発注時の予定価格が90,000千円未満の工事については、情報共有システムの利用は必須ではなく、工事完成書類についても竣工写真以外は電子納品を行わず、紙媒体による提出で良いものとする。</p> <p>(3)上記に定めのない事項については、監督職員と協議の上、これを定める。</p>	<p><<P. 34>></p> <p>1-1-9 工事完成図書の納品</p> <p>1. 電子納品及び情報共有システムの活用</p> <p>(1)受注者は、大阪府情報共有システムの利用による電子媒体での書類提出および完成図書の電子納品を実施するものとする。</p> <p>電子納品及び情報共有システムの利用については、下記基準類に基づくものとする。</p> <p>①大阪府都市整備部電子納品要領(案) [工事編] (大阪府都市整備部)</p> <p>②大阪府情報共有システム利用マニュアル (大阪府都市整備部)</p> <p>なお、上記基準類は、大阪府都市整備部のホームページに掲載している。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/index.html</p> <p>(2)なお、橋梁上部工事を除き、当初発注時の予定価格が1億円未満の工事については、情報共有システムの利用は必須ではなく、工事完成書類についても竣工写真以外は電子納品を行わず、紙媒体による提出で良いものとする。</p> <p>(3)上記に定めのない事項については、監督職員と協議の上、これを定める。</p>	

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和 7 年 9 月）	改正後（令和 8 年 4 月）	備考欄
<p><<P. 48>></p> <p>1—9 一次下請負業者等への支払確認</p> <p>1. 適用 契約工期が 6 ヶ月を越えかつ下請負金額の総額が 4,500 万円（ただし建築一式工事にあつては 7,000 万円）以上の工事において部分払いを受ける場合は、一次下請業者等への支払確認を行うものとする。</p> <p>2. 部分払金支払計画書 受注者は、工事請負契約書第 37 条第 5 項の規定に基づく部分払金を請求する時は、請求書に添えて部分払金支払計画書を監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>3. 支払確認 受注者は、発注者から部分払金を受領した後、部分払金支払計画書に記載した一次下請負業者等への支払予定日以降すみやかに、当該一次下請負業者等に支払った事を証明する書類（領収書等）の原本を監督職員に提示し確認を受けなければならない。また、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. 承諾書 受注者は、上記の確認時において一次下請負業者等への支払いが完了していない場合、又は手形で支払う場合において手形の期間が 120 日を超えている場合は、一次下請負業者等がそれらについて承諾していることを証する書類（承諾書）を提出しなければならない。</p> <p>5. その他資料の確認 受注者は、監督職員がその他の支払関係資料の確認が必要であると判断した場合は、ヒアリング等に応じなければならない。</p>	<p><<P. 48>></p> <p>1—9 一次下請負業者等への支払確認</p> <p>1. 適用 契約工期が 6 ヶ月を越えかつ下請負金額の総額が 5000 万円（ただし建築一式工事にあつては 8,000 万円）以上の工事において部分払いを受ける場合は、必要に応じて、下請負契約書に応じた領収書等支払い関係が証明できる書類の写しを提出するなど、発注者が実施する調査に協力しなければならない。</p>	<p>変更</p> <p>削除</p>